

平成 25 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式Ⅱ）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2 箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の 3, 5, 7, 8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

商 法

〔問 題〕

東京証券取引所に株式を上場している A 株式会社（公開会社・大会社であり委員会設置会社ではない）は、平成 10（1998）年から現在に至るまで長期間にわたり多額の損失を隠し、虚偽の情報開示を行っていたことが明らかになった。そのため A 社株式の価格は暴落し、その後も市場で低迷が続いている。

A 社の株主 B は、A 社の粉飾決算および A 社株式の価格の低迷について、会社法上、誰に対してどのような責任を追及することができるか（金融商品取引法については触れなくてよい）。

民事訴訟法

〔問 題〕

【事例】

Xは、父親Aの死亡により甲土地を含むAの遺産を単独で相続したものと考えていた。ところが、Aは、生前に同居していたXの甥のYに甲土地を遺贈する旨の遺言を作成していた。そこで、Yは、甲土地の所有者は自分であると主張して、甲土地に駐車場の施設を作って事業を始めた。

【設問】

問1

上記の事例において、Xが、本件遺言は、Aの意思能力が欠如した状態で作成されたものであるとして、Yを被告として、本件遺言の無効確認を求める訴えを提起したとする。これに対し、Yは、遺言の無効確認を求める訴えは不適法であると主張して、Aの意思能力の存否などを審理することなく、訴えを直ちに却下することを求めた。裁判所は、この訴えをどのように処理すべきかについて、検討しなさい。

問2

上記の事例において、Xが、Yを被告として、所有権に基づいて甲土地の明渡しを求める訴えを提起したところ、YがXの所有権をとくに争わなかったため、甲土地の所有者はXであるとの認定がなされ、請求認容の判決が出されて、この判決は確定したとする。その後に、Yが、Xを被告として、甲土地の所有者は自分であることの確認を求める訴えを提起した。この後の訴えに対する前訴判決の法的な効果または影響について、検討しなさい。

刑事訴訟法

〔問 題〕

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

- 1 平成24年5月21日午後9時ころ、東京都港区の一般国道において、黒いワンボックスタイプの普通乗用自動車は、蛇行運転を繰り返した挙句、対向車線に進入し、対向車数台と次々と衝突して、多数の負傷者が出ているとの通報があり、三田警察署の司法警察員 K ら 6 名が現場に急行した。司法警察員 K らが現場に到着したところ、事故を起こして大破した黒いワンボックスタイプの普通乗用自動車の運転席には、男 A が 1 人シートベルトをして座ったまま失神しており、同人は直ちに付近の病院に搬送された。
- 2 司法警察員 K は、A が座っていた運転席付近や、A の体から酒臭が漂っていたことから、同人による飲酒運転の嫌疑を持った。そこで、司法警察員 K は、搬送先の病院において、担当医師の了解を得て、意識を失っている A の口の上に飲酒検知管の風船を持っていき、同人の呼気を集める方法で呼気検査を行った。このとき、同人の呼気からは、呼気 1 リットルあたり、0.7 ミリグラムのアルコールが検出されたので、その後、その旨の測定結果報告書【証拠①】が作成された。
- 3 さらに、A について、前歴照会を行った結果、A には覚せい剤事犯の前科が多数回あったことから、司法警察員 K は、覚せい剤使用の嫌疑も持つに至り、やはり搬送先の病院において、担当医師に依頼して、意識を失っている A の腕から注射器で 5 ミリリットルの採血を行った。科学捜査研究所において、上記 A の血液を鑑定した結果、覚せい剤が検出され、その旨の鑑定書【証拠②】が作成された。
- 4 治療の末、回復した A は、平成24年6月1日に、危険運転致死傷（2 名死亡、5 名重軽傷）の事実で通常逮捕され、所要の捜査を経て、同月 22 日に、同事実で起訴された。さらに、その後、A は、覚せい剤の自己使用の事実でも追起訴された。

【設問】

前提となる捜査の適法性を検討した上で、それとの関係において【証拠①】及び【証拠②】の証拠能力について論じなさい。

